

「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視」のフォローアップ結果(概要)

(報告日:平成24年2月 報告先:国土交通省、厚生労働省)

1 調査の背景

・社会資本は、高度経済成長期に集中的に整備
・現在、老朽化が急速に進行

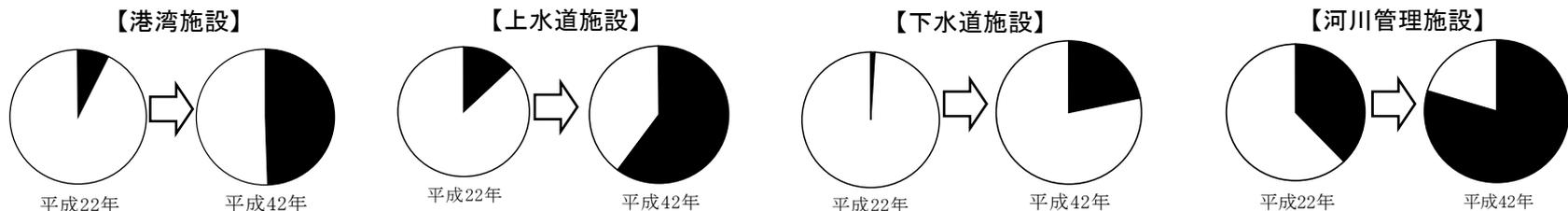
・国・地方を通じて厳しい財政状況
・施設の効率的・計画的な維持管理・更新が重要な課題

社会資本の効率的・計画的な維持管理・更新のため長寿命化対策を推進

2 調査の概要

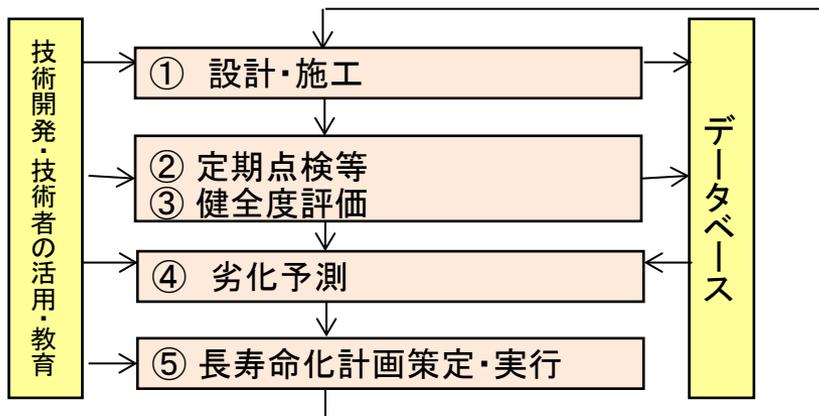
・対象施設:社会資本のうち、「港湾施設」、「空港施設」、「上水道施設」、「下水道施設」及び「河川管理施設」
・調査事項:①法令台帳等の整備、②点検・補修等の実施、③長寿命化計画の策定等の実施状況

施設の老朽化の現状



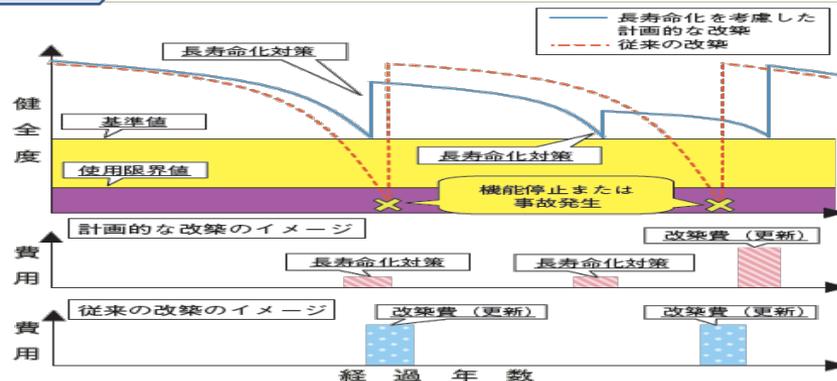
(注) 港湾施設は外郭施設(設置後50年経過)、上水道施設は管路(同40年経過)、下水道施設は管きょ(同50年経過)、河川管理施設はゲート施設(同40年経過)の割合

3 長寿命化対策の概要



効果

- ①施設の安全性・信頼性の確保
- ②ライフサイクルコスト(LCC)の縮減、
- ③更新時期の平準化(予算の平準化)等



4 勧告に基づく改善措置状況の概要

【制度の概要及び主な調査結果】

- ① 施設の管理者等は、施設の現状等を把握するため、法令等に基づく台帳等を整備

台帳等の整備が不十分

- 【港湾】 17港湾管理者のうち一部未記載10
- 【空港】 9空港（国管理）のうち一部未記載2
- 【下水道】 19市町のうち問題あり9（未整備1、整備不十分8）
- 【河川】 19河川事務所（国）のうち一部未記載1。12土木事務所（都道府県）のうち問題あり7（未整備1、一部未記載6）

- ② 施設の管理者等は、法令・マニュアル等に基づき、定期点検、補修等を実施

定期点検、点検結果等に基づく必要な補修が不十分

- 【港湾】 18港湾のうち定期点検未実施13。点検結果に基づく補修未実施約64%
- 【空港】 19空港（国管理9、地方管理10）のうち定期点検不十分8（国管理5、地方管理3）
- 【上水道】 19市のうち点検調査未実施4、管路の機能診断未実施9
- 【下水道】 19市町のうち点検調査未実施6
- 【河川】 19河川事務所のうち定期点検未実施6。13河川事務所において補修未実施34.5%。16土木事務所のうち定期点検未実施10

- ③ 施設の長寿命化、ライフサイクルコストの縮減や予算の平準化等を図るため計画等の策定及び効果の把握・検証を実施

長寿命化計画等の策定、効果の把握・検証が不十分

- 【港湾】 国有港湾施設の計画策定対象施設のうち計画策定41.0%。計画策定による効果の把握未実施
- 【空港】 19空港において計画策定なし。予防保全的な維持管理導入による効果の把握・検証なし
- 【上水道】 19市のうちマクロマネジメント実施14。地域水道ビジョン策定16市のうちマクロマネジメント結果反映3
- 【下水道】 19市町のうち計画策定5
- 【河川】 国が管理する河川管理施設の計画策定なし。16都道府県のうち計画策定9

【主な勧告(H24.2)及び改善措置状況(H25.11)】

・法令等に基づく台帳等の整備の徹底

・国の施設について法令に基づく台帳等を整備済み
【空港、河川】
・地方公共団体に対し台帳等の適切な整備を要請
【港湾、下水道、河川】

・施設の定期点検・補修等の適切な実施

・国の施設について定期点検・補修等を適切に実施
【空港、河川】
・地方公共団体に対し、施設の総点検の実施を要請
【港湾、下水道】
講習会の開催などによる技術的支援を実施
【港湾、上水道、下水道】

・長寿命化計画策定の早期策定
・計画策定による効果の算定方法を検討
・計画策定による効果的な事例の提供などの支援を実施

・国の施設について計画策定(H22年度0%→24年度30%)
【河川】
・計画策定による効果の算出方法を確立・運用
【港湾、空港】
・地方公共団体に対し講習会の開催、情報提供など計画策定に向けた支援を実施
【上水道、下水道】

市町村による下水道長寿命化計画策定(H23年度19.5%→24年度34.8%)

社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（2回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期：平成22年7月～24年2月
- 2 調査対象機関：厚生労働省、国土交通省

【勧告年月日及び勧告先】

平成24年2月3日 厚生労働省、国土交通省

【回答年月日】

厚生労働省 平成24年9月6日
国土交通省 平成24年9月7日

【その後の改善措置状況に係る回答年月日】

厚生労働省 平成25年11月20日
国土交通省 平成25年11月21日

【調査の背景事情等】

- 我が国の社会資本は高度経済成長期に集中的に整備。現在、これらの老朽化が急速に進行する一方、国・地方を通じて財政的な制約が厳しくなるなど、効率的かつ計画的な維持管理・更新等が重要な課題
- このため、国は、社会資本整備重点計画法や「新成長戦略」等に基づき、社会資本の効率的かつ計画的な維持管理・更新を推進。一方、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震では、国・地方公共団体等が管理する社会資本の多くが被災し、その被害は甚大
- このような状況を踏まえ、①既存社会資本の適切な維持管理・更新の実施、②新たな社会資本の整備に当たって、より効率的・計画的な整備・維持管理のための長寿命化対策が重要
- 本調査は、「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視—道路橋の保全等を中心として—」（平成22年2月勧告）の第二弾として、社会資本のうち、「港湾施設」、「空港施設」、「上水道施設」、「下水道施設」及び「河川管理施設」を対象として、①国民の安全・安心の確保、②ライフサイクルコストの縮減に向けた効果的かつ効率的な維持管理を推進する観点から調査

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>1 港湾施設</p> <p>(1) 港湾台帳の整備等</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>国土交通省は、港湾管理者における港湾台帳の適正な整備及び維持管理情報のより効率的かつ効果的な活用が図られるよう、次の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるよう配慮すること。</p> <p>① 港湾管理者に対し、港湾台帳の整備を徹底するよう要請すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 港湾管理者は、港湾法第49条の2第1項に基づき、管理する港湾施設について港湾台帳を調製</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 調査した17港湾管理者が管理する18港湾のうち、港湾台帳の整備が不十分なものが10管理者の10港湾（55.6%）</p>	<div data-bbox="1115 252 2045 347" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>→ 1回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> <p>⇒ 2回目のフォローアップ時に確認した改善措置状況</p> </div> <p><改善状況></p> <p>→ 港湾台帳の整備については、当該勧告を踏まえ、平成24年2月に全国の港湾管理者における港湾台帳整備状況の調査を行った結果、一部の港湾管理者において、港湾台帳に不備があることが判明したため、全国の港湾管理者に対し、「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえた適切な対応について（要請）」（平成24年5月29日付け国港総第82号・国港技第27号国土交通省港湾局長通知）を発出し、港湾台帳に不備があった港湾については、記載すべき事項を調査した上で速やかに記載するよう要請した。</p> <p>なお、原則として、平成24年度中に是正するよう要請しており、是正への取組状況については、25年度初頭をめどに改めて調査を行うこととしている。</p> <p>⇒ 平成25年4月に「港湾法第49条の2に基づく港湾台帳の調製状況について」（平成25年4月26日付け国土交通省港湾局総務課長補佐（管理担当）事務連絡）により、全国の港湾管理者における港湾台帳の調製状況について調査した結果、平成24年2月に実施した調査結果に比べて、港湾台帳の整備が不適切となっている港湾数が減少するなど一定の改善がみられた。</p> <p>今後も台帳調製の促進に向け、未記載箇所への対応などを検討しつつ、引き続き、港湾管理者へ働きかけていくこととしている。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>② 港湾管理者に対し、港湾施設の維持管理情報のより効率的かつ効果的な活用が図られるよう、国土交通省における維持管理情報のデータベース化に係る情報を提供すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 港湾管理者の中には、港湾台帳以外に港湾施設に係る台帳を独自に整備している状況</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 一部の港湾管理者では、港湾台帳以外に維持管理情報を記録するための台帳等を整備しているが、長期にわたって施設を適切に維持管理していく上で非効率</p> <p>(2) 港湾施設における長寿命化対策の推進 (勧告要旨)</p>	<p>なお、港湾台帳の整備が不十分となっていた10管理者については、改善済みとなっている。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 港湾管理者に対する維持管理情報のデータベース化に係る情報の提供については、平成24年7月から8月にデータベースの整備目的、登録データ及び検索可能な項目について、地方整備局等から港湾管理者に対し、「データベースを活用した港湾施設の維持管理について」(平成24年7月26日付け事務連絡)等を発出し情報提供している。</p> <p>⇒ 維持管理情報のデータベースに係る情報提供については措置済みであるが、引き続き、港湾管理者が使いやすいデータベースの在り方等について検討するため「港湾施設の維持管理用データベースに係る実態調査について（依頼）」(平成25年5月13日付け港湾局技術企画課港湾保全企画室長事務連絡)を発出し、この中で港湾管理者に対する「港湾施設のデータベースに関するアンケート」を実施し、港湾管理者の意見を聴取した。今後、これらの意見を踏まえて、維持管理情報のデータベースについて改良を行っていく予定である。</p> <p>なお、平成25年6月現在、上記アンケートに回答があった港湾管理者(138管理者)のうち港湾施設の維持管理用データベースを整備しているものは20管理者(14.5%)となっている。</p> <p><改善状況></p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>国土交通省は、港湾施設の安全性及び信頼性を確保するとともに、長寿命化対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> <p>① 定期点検等の実施については、港湾管理者に対し、施設の健全度や重要度等を考慮した計画的かつ効率的な実施が図られるよう、引き続き、必要な技術的支援を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 港湾管理者は、港湾の施設の技術上の基準を定める省令(以下「技術基準省令」という。)等に基づく維持管理計画において、点検診断計画を定め、同計画及び「港湾の施設の維持管理技術マニュアル」等に基づき定期点検診断等を実施</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 調査した17港湾管理者(18港湾)のうち、定期点検診断を未実施のものが13港湾(72.2%)</p> <p>○ 調査した港湾管理者からは、国が定期的に技術講習会を開催してほしいなどの意見・要望あり。</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>② 維持管理計画に基づく点検及び補修の実施については、港湾管理者に対し、同計画に定められた点検診断計画に基づく点検及び点検結果を踏まえ策定された維持補修計画に基づく補修を適切に実施するよう要請すること。</p>	<p>→ 定期点検等の実施については、その計画的かつ効率的な実施を促進するため、平成24年度内に港湾管理者を対象として技術講習会を開催し、維持管理に関する関係法令や制度、維持管理計画の策定方法、点検診断・評価方法等を周知する予定である。</p> <p>⇒ 港湾管理者の維持管理に関する課題に対して国が支援できるよう平成24年度に地方整備局等に相談窓口を設置し、港湾施設の点検方法や補修方法等の技術支援を行っている。</p> <p>また、平成25年3月に港湾管理者を対象とした「港湾施設の維持管理に関する技術講習会」を開催し、点検診断・評価方法等について周知した。</p> <p>さらに、港湾法の一部を改正する法律(平成25年法律第31号。平成25年6月5日公布)により、港湾法(昭和25年法律第218号)第56条の2の2第2項において、「前項の規定による技術基準対象施設の維持は、定期的に点検を行うことその他の国土交通省令で定める方法により行わなければならない。」と規定され、定期的な点検が義務化された。</p> <p>今後は、点検方法の明確化を図るため、省令及びガイドラインの策定を行う予定である。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 維持管理計画に基づく点検及び補修の実施については、平成24年2月に全国の港湾管理者を対象に点検及び補修の実施状況(平成24年2月1日現在)調査を行った。</p> <p>その結果、一部の港湾施設において、点検診断及び補修が未実施</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 港湾管理者は、技術基準省令等に基づく維持管理計画において、点検診断計画を定め、これにより点検診断を行い、点検診断結果に応じて維持補修計画を定め、補修を実施 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した 16 港湾管理者 (17 港湾) のうち、点検診断結果に基づく評価を未実施のものが 12 港湾 (70.6%) ○ 点検診断結果に基づく評価を実施している 5 港湾において、補修が必要と判断した 80 か所のうち、補修が未実施のものが 51 か所 (63.8%) <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 国有港湾施設における実地監査において、是正その他の措置を求めた事項について、適切な措置を講ずるよう港湾管理者に対し、指導するとともに、実地監査要領に基づく適切な処理を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方整備局等では、港湾管理者に管理を委託している管内の国有港湾施設の管理の適正化を図るため、平成 15 年度から、港湾施設実地監査要領に基づき、港湾施設の実地監査を実施 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した 10 地方整備局等において、実地監査結果に基づき、港湾管理者に対し、施設の損傷等に関し是正その他の措置を求めた 223 件のうち、措置が未実施のものが 139 件 (62.3%) 	<p>であることが判明したため、全国の港湾管理者に対し、「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視結果に基づく勧告を踏まえた適切な対応について (要請)」を発出し、計画的な点検及び補修を適切に実施するよう要請した。</p> <p>⇒ 点検及び補修の適切な実施の要請については措置済みであるが、港湾施設の安全性及び信頼性を確保する観点から、港湾管理者に対して、「不特定多数の人々が利用する港湾施設等の総点検について」(平成25年2月26日付け国港技第103号国土交通省港湾局技術企画課長通知)を発出し、緊急点検の実施を要請し、その結果を現在取りまとめ中である。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 上記の要請に併せて、国有港湾施設における実地監査において、地方整備局等から港湾管理者に対し是正等を求めた事項についても、速やかに対応するよう要請した。</p> <p>また、地方整備局等において、港湾管理者に対し実地監査要領に基づく措置状況報告を求めていなかったなどの処理の不備については平成24年4月までに改善されており、今後の港湾施設実地監査においても、港湾施設実地監査要領に基づく適切な処理を徹底し、遺漏のないよう指導していくこととしている。</p> <p>⇒ 実地監査において是正措置を求めた事項については、速やかに対応するよう要請したところであり、是正その他の措置が未実施となっていた139件のうち82件は措置済み、他の57件については引き続き</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>○ 調査した 10 地方整備局等において、港湾管理者に対し、指摘年度を超えた是正等未済事案の措置状況について報告を求めているものが 4 地方整備局等</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>④ 維持管理計画の策定については、その効果を把握・検証できるよう、ライフサイクルコストの縮減額の算出方法等をできる限り早期に確立するために必要な技術的検討を計画的に推進すること。</p> <p>また、港湾管理者における維持管理計画の策定については、その推進を図るため、港湾管理者に対し、引き続き、策定方法等について必要な支援を行うこと。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 国土交通省は、技術基準省令等に基づき、国有港湾施設の維持管理計画を策定。港湾管理者は、平成 20 年度から、「港湾施設長寿命化計画策定事業（補助）」を活用し、所有する港湾施設の維持管理計画を策定</p> <p>○ 港湾の施設の維持管理技術マニュアルでは、港湾の施設の効果的かつ効率的に維持管理するためには、維持管理に係るライフサイクルコストを検討し、維持管理計画に反映することが望ましいと明記</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 調査した 10 地方整備局等では、維持管理計画策定対象（4,022 施設）のうち、同計画を策定している施設は、1,651 施設（41.0%）。調査した 17 港湾管理者では、計画策定対象（7,874 施設）のうち、</p>	<p>き是正措置を求めているところである。</p> <p>今後も是正措置を求めた事項について、早急に適切な措置を講ずるよう港湾管理者に対し求めていくこととしている。</p> <p><改善状況></p> <p>→ ライフサイクルコストの縮減額の算出方法等については、長期にわたる維持管理費の予測に向けた技術的な課題に対し、段階的に改善を進めていくこととしている。具体的には、平成22年度から定期点検診断結果等を用いて港湾施設の維持管理費を簡便に算出するためのツール（LCC計算プログラム）の設計・開発を行っており、現在、平成25年度からの実用化に向け、改良を実施しているところである。</p> <p>また、港湾管理者を対象とした維持管理に関する技術講習において、上記改良作業を踏まえたライフサイクルコストの算出方法等について説明していく予定である。</p> <p>⇒ 維持管理計画等に基づき実施された定期点検診断結果等を用いて、港湾施設の供用期間中の維持管理費を簡便に算出するための港湾施設維持管理費用（LCC）計算プログラムを開発し、平成25年5月から運用を開始するとともに、その活用について、「港湾施設のライフサイクルコスト（LCC）計算プログラムの活用について」（平成25年5月21日付け港湾局技術企画課港湾保全企画室事務連絡）により、地方整備局等を通じて港湾管理者に対して周知した。</p> <p>また、上記プログラムを活用した費用の算出方法等や維持管理計画の策定方法等について、平成25年3月に開催した港湾施設の維持</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>同計画を策定している施設は 624 施設（7.9%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 維持管理計画（国 41 計画、港湾管理者 16 計画）のうち、計画策定による効果（ライフサイクルコスト縮減額）等を記載しているものなし。 ○ 港湾管理者は、ライフサイクルコスト縮減額を未記載の理由として、ライフサイクルコストの算出方法が分からないためなど <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑤ 港湾施設の維持管理情報等の更なる公表については、港湾利用者の安全性及び利便性の確保並びにセキュリティ確保の観点等を踏まえ、総合的に検討すること。</p> <p>また、検討結果を踏まえ、港湾管理者に対し、更なる公表について周知すること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成17年12月の国土交通省の交通政策審議会の答申において、港湾施設の維持管理の状況等を公開することが望ましいと明記 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した 10 地方整備局等のうち、損傷事故等の情報を公表したものが 2 地方整備局等。国有港湾施設の維持管理計画や点検結果等の情報を公表しているものはない状況 ○ 調査した 17 港湾管理者のうち、損傷事故等の情報を公表しているものが 1 港湾管理者。管理する港湾施設の維持管理計画や点検結果等の情報を公表しているものはない状況 	<p>管理に関する技術講習会において説明を行った。</p> <p>なお、現時点での全国の港湾管理者における維持管理計画の策定状況は正確には把握していないが、例えば、重要施設である係留施設の維持管理計画策定率が平成21年度の13%から24年度92%となる港湾管理者があるなど進捗している状況がみられる。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 港湾施設の維持管理情報等の公表については、港湾施設の適切な利用を促進するため、平成24年6月から国有港湾施設の実地監査の結果を公表しているところである。</p> <p>港湾施設の維持管理情報等の更なる公表については、平成24年度下半期をめどに維持管理情報の公表に関する検討会を開催し、公表の基本的な考え方を取りまとめる方向で調整しているところである。</p> <p>さらに、上記検討会における検討結果に基づき、今後も必要に応じて港湾管理者を対象とした会議等において、公表の基本的な考えを提示していく予定である。</p> <p>⇒ 港湾施設の維持管理情報等の更なる公表については、平成25年3月に「港湾施設の維持管理情報の公表に関する検討会」を設置し、同検討会において、公表すべき事象、基本的な公表内容など公表に当たっての基本的な考え方を取りまとめた。</p> <p>上記の検討結果を踏まえ、港湾管理者に対し、「港湾施設の維持管理情報等の公表について」（平成25年3月26日付け国土交通省港</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>2 空港施設</p> <p>(1) 空港土木施設台帳等の整備</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、国管理空港の空港土木施設を適切に維持管理するため、空港土木施設台帳の整備を徹底する必要がある。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港の設置者は、航空法施行規則第92条に基づき、空港等業務日誌を備え付け、「空港等の設備の状況」等の事項を記録・保存。国管理空港の管理者は、空港土木施設管理規程等に基づき、「空港土木施設台帳」を作成 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した9空港事務所が管理する9国管理空港のうち、空港土木施設台帳に記載すべき事項が未記載のものが2空港（22.2%） <p>(2) 空港土木施設における長寿命化対策の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、空港土木施設の安全性及び信頼性を確保するととも</p> </div>	<p>関係省が講じた改善措置状況</p> <p>湾局技術企画課港湾保全企画室長事務連絡)により、港湾管理者が公表すべき事象、公表内容等を周知するとともに、適切な維持管理情報等の公表に取り組むよう要請した。</p> <p>なお、今後、各地方整備局等に設置した相談窓口や港湾管理者が出席する会議等において公表に関する考え方を周知する予定である。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 国管理空港の空港土木施設台帳の整備については、平成23年11月に地方航空局に対し、空港土木施設台帳の整備を徹底するよう指示し、平成23年度末までに全て最新の情報に更新した。</p> <p>⇒ 措置済み。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 地方管理空港等における空港保安管理規程（セイフティ編）の策</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>に、長寿命化対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 地方管理空港等における空港保安管理規程（セイフティ編）の策定については、地方管理空港等の設置者に対し、航空法施行規則第92条に定められた基準を確保するため、空港保安管理規程（セイフティ編）の見直しについて周知徹底すること。</p> <p>また、国管理空港における定期点検等については、空港保安管理規程（セイフティ編）に基づき、適切に実施すること。</p> <p>さらに、地方管理空港等における定期点検等については、地方管理空港等の管理者に対し、航空法施行規則第92条に定められた基準を確保した空港保安管理規程（セイフティ編）に基づき、適切に実施するよう周知徹底すること。</p> <p>（説明）</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港の設置者は、航空法第47条の2第1項に基づき、航空法施行規則第92条で定められた保安上の基準等に従って空港土木施設を管理するとともに、同法第47条の2第1項に基づき、「空港保安管理規程（セイフティ編）」等を定め、国土交通省に届出 ○ 国管理空港では、空港土木施設管理規程に定められた点検項目及び点検頻度を標準として、空港保安管理規程（セイフティ編）を定め、これに基づき各種点検を実施 ○ 地方管理空港等では、空港土木施設管理規程等を参考に、独自に「空港保安管理規程（セイフティ編）」を策定し、これに基づき各種点検を実施 <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した10地方管理空港等のうち、空港保安管理規程（セイフ 	<p>定については、地方管理空港等の設置者に対し、「空港保安管理規程（セイフティ編）の見直しについて」（平成24年7月23日付け国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課課長補佐（土木担当）通知）により、国が定める空港土木施設管理規程を参考として、施設規模、設置条件等を勘案しつつ既存の空港保安管理規程（セイフティ編）の見直しを図るよう通知した。</p> <p>国管理空港における定期点検等については、地方航空局に対し、「空港土木施設の点検に係る点検頻度の遵守について」（平成24年3月15日付け国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課課長補佐（土木担当）通知）により、空港保安管理規程（セイフティ編）に定めた点検項目、点検回数を実際に履行するよう指導した。</p> <p>地方管理空港等における定期点検等については、地方管理空港等の設置者に対し、「空港保安管理規程（セイフティ編）の見直しについて」により、国が定める空港土木施設管理規程を参考とし、施設規模及び設置条件等を勘案しつつ既存の空港保安管理規程（セイフティ編）の見直しを図り、これに基づき定期点検等を実施するよう通知した。また、併せて、維持管理及び点検に必要な所用額の確保について通知した。</p> <p>⇒ 国管理空港における定期点検については、今年度から空港保安管理規程（セイフティ編）に基づき、全ての空港において実施している。</p> <p>地方管理空港等における空港保安管理規程（セイフティ編）の見直し及びこれに基づく定期点検等の実施については、地方管理空港等の設置者に対し、既存の規程を見直すとともにこれに基づき定期</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>ティ編)に定期点検を規定していないものが1空港。定期点検を規定しているが具体的な点検項目及び点検頻度を規定していないものが1空港</p> <p>○ 調査した9国管理空港のうち、空港保安管理規程(セイフティ編)に基づく点検頻度で定期点検を未実施のものが5空港</p> <p>○ 調査した10地方管理空港等のうち、空港保安管理規程(セイフティ編)に定期点検の実施を具体的に規定しているものが8空港。このうち、同規程に基づく点検頻度で定期点検を未実施のものが3空港</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 点検結果に基づく補修等の実施については、設置基準等に適合するよう、補修等を計画的に実施すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 空港の設置者は、航空法施行規則第92条第1号に基づき、同規則79条に規定された設置基準に適合するように維持</p> <p>○ 国管理空港の管理者は、各空港が策定した空港保安管理規程(セイフティ編)等に基づき、点検結果等を踏まえ補修等を実施</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 調査した9国管理空港のうち、着陸帯及び誘導路の縦横断勾配が設置基準等で規定された最大勾配を超過しているものが7空港(80か所)みられ、これらはいずれも補修等が未実施</p> <p>(勧告要旨)</p>	<p>点検等を実施するよう周知しているところである。</p> <p>なお、地方管理空港等において、空港保安管理規程(セイフティ編)の見直しが必要となっていた5空港のうち3空港については、規程の見直しが完了し、同規程に基づき定期的に点検が実施されている。残り2空港についても、管理者において規程の見直しを進めているところである。</p> <p>また、地方管理空港等において空港保安管理規程(セイフティ編)に基づく定期点検等を実施していなかった3空港については、全ての空港において規程に基づき定期点検を実施している。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 国管理空港において着陸帯及び誘導路の縦横断勾配が設置基準等で規定された最大勾配を超過している箇所については、航空機の運航に影響を与えない程度であるが、平成24年度からの改良工事等に合わせて補修を実施している。</p> <p>なお、地方管理空港等について未補修となっていた1件は、調査時点において補修の予算要求の結果が出ていない段階であったが、平成23年11月に補修を実施した。</p> <p>⇒ 国管理空港において着陸帯及び誘導路の縦横断勾配が設置基準等で規定された最大勾配を超過している箇所が存在する7空港のうち3空港については補修を完了している。なお、残り4空港についても引き続き補修を実施している。</p> <p><改善状況></p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>③ 定期検査については、空港等定期検査等実施要領に基づき、適切に実施すること。</p> <p>また、地方管理空港等に対する定期検査結果に基づく改善措置については、地方航空局は、地方管理空港等の管理者と緊密に連携し、速やかな改善が図られるよう努めること。</p> <p>なお、地方管理空港等において実施することとされているエプロンの縦断勾配測量及び横断勾配測量について、国管理空港においても実施すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方航空局は、航空法第47条第2項及び「空港等定期検査等実施要領」に基づき、空港等が保安上の基準等に従って管理されることを確保するため、国管理空港以外の空港に対する定期検査を実施 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した2地方航空局では、定期検査の結果、不具合事項等があるものの、その結果報告書を検査対象空港の管理者に対して通知していないものが8件 ○ 調査した2地方航空局が定期検査を実施した47空港のうち、4空港では、定期検査の結果により改善が求められている空港土木施設の不具合事項等11件のうち7件について、必要な補修が未実施 ○ 定期検査事項であるエプロンの縦横断勾配測量について、国管理空港では同測量を未実施 	<p>→ 定期検査については、地方航空局に対し、「地方管理空港の定期検査について」(平成24年7月23日付け国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課空港安全監督室長通知)により、検査終了後速やかに検査対象空港へ検査結果を通知するなど適切に実施するよう指導した。</p> <p>また、併せて改善が必要な事項については、「地方管理空港の定期検査について」により、速やかな改善が図られるよう空港管理者と連携を図るとともに、改善への継続的な監視を怠らないよう周知した。</p> <p>国管理空港におけるエプロンの定期点検については、空港土木施設管理規程及び空港保安管理規程(セーフティ編)に基づき、別途実施しており、当該勧告にある縦横断勾配測量については、現在実施している空港土木施設管理規程の改訂作業の中で、その必要性や実施方法について検討を行っている。この検討結果を踏まえ、平成24年度末までに縦横断勾配測量の実施方法等について結論を出す予定である。</p> <p>⇒ 平成24年7月以降、25年9月1日現在で、延べ53空港において定期検査を実施した。</p> <p>当該定期検査に係る検査結果については、平成23年度比約35%減となる平均94日(平成23年度平均145日)で通知を行った。</p> <p>しかし、一部検査結果の通知に平成23年度平均を上回る期間を要した定期検査が見受けられたことから、地方航空局に対し、「地方管理空港等の定期検査について(再周知)」(平成25年7月26日付け航空局安全部空港安全・保安対策課空港安全監督室長通知)により、</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>④ 空港施設CALSシステムについては、</p> <p>i) 空港土木施設の維持管理に有効に活用できるよう、点検情報の登録の基準を明確化するとともに、点検情報の登録を適時か</p>	<p>検査結果の適切な通知について再徹底を指導した。</p> <p>また、改善措置に係る速やかな対応については、検査結果通知後、被検査者に対して、対処方針の早急な提出を求めた。現在、対処方針の提出を必要とする32空港等のうち25空港等から報告を受け、改善の完了まで継続して確認を行っている。残りの7空港等については、空港管理者側の予算の確保等を理由に対処方針の策定が遅れている旨の連絡を受けており、定期的な連絡により進捗状況を確認している。</p> <p>航空局では、平成24年12月2日に発生した中央自動車道笹子トンネル天井板崩落事故を踏まえ、同年12月に「空港内の施設の維持管理等に係わる検討委員会」を設置し、25年3月の同委員会による「空港内の施設の維持管理等に関する緊急レビュー」において、「人命への影響」及び「航空機運航への影響」の観点からの点検内容の改善及び空港ごとに長期的視点に立った維持管理・更新計画を策定することについて提言があった。</p> <p>現行の「空港土木施設管理規程」を改め、平成25年9月、「空港内の施設の維持管理指針」（平成25年9月国土交通省航空局）を策定した。</p> <p>国管理空港のエプロンの縦横断勾配測量については、本指針に基づき定期点検において実施することとしている。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 空港施設CALSシステムについては、点検情報の登録の基準を明確化するため、「空港施設CALSシステム運用マニュアル」（平成24年3月国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課）を整備</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>つ適切に行うこと。</p> <p>また、点検情報の登録の省力化について検討すること。</p> <p>ii) データベースを活用した空港土木施設の効率的かつ効果的な維持管理を推進するため、同システムに登録された点検情報等を有効に活用できるようシステムの見直しを検討すること。</p> <p>なお、情報伝達システムについては、廃止も含め、その在り方を検討すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省は、空港施設に関連した維持管理事業、整備事業において事業分野や事業主体の垣根を越えた情報の交換・共有・連携を図り、空港事業における業務の効率化や品質向上を実現するため、平成15年度から、「空港施設CALSシステム」を開発し運用 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した9空港事務所における点検情報等の登録内容が区々 ○ 地方航空局が巡回点検の委託契約をした21空港事務所のうち、23年3月現在、点検情報の登録が未完了のものが10事務所。その理由は、データ入力のための人員と時間が確保できないため。 <p>一方、一部の空港事務所では、独自のシステムを導入・活用し、空港施設CALSシステムへの点検情報の登録の省力化を図っている例あり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 空港施設CALSシステムでは、土木維持工事に係る図書情報が登録対象外。また、緊急補修回数や補修箇所等の最新データを閲覧できない。 ○ 空港施設CALSシステムのうち、工事施工中の受発注者間の情 	<p>し、当該マニュアルにおいて、空港施設CALSシステムに登録する施設関連情報の一覧表を掲載し、その中で「点検情報」を明記した。</p> <p>また、点検情報の登録を適時かつ適切に行うため、「空港施設CALSシステム管理運営要領」(平成17年3月国土交通省航空局飛行場部建設課)を平成24年3月に改正し、点検情報を「速やかに登録しなければならない。」旨を明記するとともに、「空港施設CALSシステム運用マニュアル」において、登録すべき情報リストの作成、登録状況の確認及び登録状況の報告について明記し、適時かつ適切に管理することとした。</p> <p>なお、点検情報の登録の省力化については、検討した結果、巡回点検等で使用する様式データを統一することで一貫したデータ登録が可能であること、点検管理システムの操作方法の図解説明やシステムの画面状況を添付するなど分かりやすく説明することが、登録の省力化につながると判断されたことから、様式データの作成・整理を行うとともに、「点検管理システム操作マニュアル」(平成24年3月国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課)を作成した。</p> <p>空港施設CALSシステムに登録された点検情報等を有効に活用することについては、これまで紙ベースで整理してきた緊急補修工のデータについては、平成24年度から空港施設CALSシステムに登録できるようにするなど、点検情報等を有効に活用できるよう、同システムの見直しを行った。</p> <p>情報伝達システムについては、利用実績がないことから、平成24年度中に廃止する予定である。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="203 212 1070 240">報交換と共有を図るための「情報伝達システム」の利用実績なし。</p> <p data-bbox="181 983 322 1011">(勧告要旨)</p> <div data-bbox="174 1023 1079 1265" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="181 1034 1070 1257">⑤ 空港土木施設の予防保全的管理に当たっては、その効果（ライフサイクルコストの縮減額）を把握・検証するとともに、空港土木施設のより効率的かつ効果的な維持管理を推進するため、長寿命化を図るための劣化予測手法を取り入れた、より高度な維持管理手法の導入など、新たな管理手法について検討すること。</p> </div> <p data-bbox="181 1275 264 1303">(説明)</p> <p data-bbox="165 1323 396 1351"><制度の概要等></p> <p data-bbox="174 1369 1084 1398">○ 国土交通省では、空港土木施設管理規程において、ライフサイク</p>	<p data-bbox="1137 212 2051 336">⇒ 空港施設CALSシステムについては、整備した「空港施設CALSシステム運用マニュアル」に従い、適時かつ適切に点検情報の登録を行っている。</p> <p data-bbox="1167 355 2051 579">点検情報の登録の省力化については、更なる操作性向上を目的にシステム改良を行い、「点検管理システム操作マニュアル」（平成24年3月国土交通省航空局安全部空港安全・保安対策課）は、「点検情報登録操作マニュアル」（平成25年3月国土交通省航空局空港安全・保安対策課）として改訂した。</p> <p data-bbox="1167 598 2051 866">空港施設CALSシステムに登録された点検情報等を有効に活用するため、緊急補修工のデータについても、適切に空港施設CALSシステムに登録しており、更なる活用促進のため、登録された点検情報を検索、閲覧、データ抽出する方法を分かりやすく説明した「点検情報閲覧マニュアル」（平成25年3月国土交通省航空局空港安全・保安対策課）を作成した。</p> <p data-bbox="1196 885 2036 914">また、情報伝達システムについては、平成25年5月に廃止した。</p> <p data-bbox="1115 983 1285 1011"><改善状況></p> <p data-bbox="1137 1031 2051 1254">→ 空港土木施設の新たな管理手法については、これまでも空港土木施設については、予防保全の概念を取り入れた維持管理を実施しているところであるが、現在、長寿命化を図るための劣化予測手法を取り入れた維持管理手法についても検討しているところであり、平成24年度末を目途に当該手法を確立させる予定である。</p> <p data-bbox="1137 1323 2051 1398">⇒ 新たな維持管理手法として、これまでの定期点検結果等（路面性状調査）から基本施設（滑走路、誘導路等）の舗装の劣化予測を行</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>ルコスト等を考慮した、効果的かつ効率的な管理を行うことで施設の有効活用や長寿命化を図ることが重要と明記</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省では、予防保全的な維持管理を導入したことによる効果（ライフサイクルコスト縮減額）の把握・検証を未実施 ○ また、一部の空港では、モニタリングシステムや劣化予測手法を取り入れた、より高度な維持管理手法を導入し、維持管理計画を策定予定 <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑥ 空港土木施設の維持管理情報等については、空港管理者の管理責任及び説明責任を明確化するため、その更なる公表を検討すること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省では、空港土木施設の維持管理等に関する情報の公表について、空港土木施設管理規程に基づき、航空機の運航に重大な影響を及ぼすような施設破損等が発生した場合には、対外的に公表 <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した9国管理空港では、空港土木施設の維持管理等に関する情報を公表していない状況 ○ 調査した10地方管理空港等のうち1空港では、管理する空港の維持管理等に係る事業評価結果を公表しているものの、空港土木施設の維持管理等に関する情報を公表していない状況 	<p>い、その予測から最適な更新時期を設定し、施設ごとの長期更新計画を策定する手法を平成24年度末に確立した。</p> <p>＜改善状況＞</p> <p>→ 空港土木施設の維持管理情報等については、これまでも航空機の運航に必要な維持管理情報を航空会社に提供しているところであるが、現時点以上の情報の開示について、テロ対策の観点や開示した場合の効果及び課題も踏まえ、現在検討を進めている。</p> <p>⇒ 空港土木施設の維持管理情報等の更なる公表について検討した結果、平成25年度から、定期点検結果の概要をホームページで公表する予定である。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>3 上水道施設</p> <p>(1) アセットマネジメントの推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、水道事業者等におけるアセットマネジメントを推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> <p>① アセットマネジメントを実施するための必要情報の収集・整理及びデータベース化については、水道事業者等に対し、その必要性を周知するとともに、データベース化を推進するため、データベース化による効果等を示した事例を提供するなど、必要な支援を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省は、水道事業のアセットマネジメントの実践に必要な各種情報の収集、蓄積、整理及びデータベース化を推進 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した18市のうち、固定資産台帳に記載漏れがあるなど不備があるものが3市(16.7%) ○ 調査した18市のうち、点検結果等のデータベース化を未実施のものは10市(55.6%)。その理由は、点検結果等を維持管理に活用しておらず、データベース化の必要性を感じていないなど。一方、データベースを整備している市では、経費削減効果などあり。 	<p><改善状況></p> <p>→ アセットマネジメントを実施するための必要情報の収集・整理及びデータベース化については、水道事業者等におけるアセットマネジメントの取組の促進を図る上での課題の抽出・分析等を行い、平成24年3月に必要情報の電子化等に関する課題や対応策を取りまとめた。</p> <p>今後は、課題や対応策を踏まえた簡易支援ツール(注)を作成し、モデル事業により、中小規模の水道事業者等において、簡易支援ツールを用いたアセットマネジメントの実践を試行し、その結果を踏まえ、全国の水道事業者等に簡易支援ツールを提供するなど、特に取組の進んでいない中小規模の水道事業者等への必要な支援を行う予定である。</p> <p>(注) 簡易支援ツールは、厚生労働省が公表しているアセットマネジメントの実施の際に用いる「検討支援ツール」を中小規模の水道事業者等にとって使いやすくなるよう改良したものである。</p> <p>⇒ アセットマネジメントを実施するための必要情報の収集・整理及びデータベース化については、平成24年3月に必要情報の電子化等に関する課題や対応策を取りまとめた。</p> <p>上記で取りまとめた課題や対応策を踏まえた簡易支援ツール(注1)を作成し、平成24年12月から25年1月までの間に中小規模の水道事業者等3市町においてモデル事業を実施した。同モデル事業において、簡易支援ツールを用いたアセットマネジメントの実践を試</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 点検調査、機能診断等を内容とするミクロマネジメントの実施については、水道事業者等に対し、施設の重要度や健全度等を考慮した計画的かつ効率的な実施が図られるよう一層周知するとともに、必要な支援を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 水道事業者等は、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産</p>	<p>行し、その結果を踏まえ、全国の水道事業者等に対し「アセットマネジメント「簡易ツール」について」(平成25年6月5日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡)(注2)により、簡易支援ツールを提供するなど、特に取組の進んでいない中小規模の水道事業者等への必要な支援を行っている。</p> <p>なお、平成25年度は、簡易支援ツールの活用を推進するため、全国各地の都道府県において、講習会や説明会等を開催(注3)している。</p> <p>(注1) 簡易支援ツールは、厚生労働省が公表しているアセットマネジメントの実施の際に用いる「検討支援ツール」を中小規模の水道事業者等にとって使いやすくなるよう改良したものである。</p> <p>(注2) 平成25年6月5日付け厚生労働省健康局水道課事務連絡は、次のアドレスで公表されている。 http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/hourei/jimuren/jimuren.html</p> <p>(注3) 平成25年度は、全国で計39回の開催を予定しており、8月末現在29回開催している。</p> <p><改善状況></p> <p>→ ミクロマネジメントの実施については、水道事業者等に対し、「水道施設機能診断の手引き」(平成17年厚生労働省健康局水道課)(注)を活用した機能診断の促進及びそのための支援を行っていくとともに、上記のとおり、モデル事業の試行を行い、そこで得られた課題等を踏まえ、全国の水道事業者等に簡易支援ツールを提供するなど、アセットマネジメント導入のためのサポートを行う予定である。</p> <p>(注) 「水道施設機能診断の手引き」は、次のアドレスで公表されている。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>管理)に関する手引き」等に基づき、マイクロマネジメント(注)を実施</p> <p>(注) マイクロマネジメントとは、水道施設の運転管理・点検調査、健全性の診断・評価の実施をいう。</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <p>○ 調査した19市のうち、管路の点検調査を未実施のものが4市(21.1%)。管路の機能診断等を未実施のものが9市(47.4%)。未実施の市の中には、機能診断等の必要性等が十分に理解されていないと考えられる状況あり。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 中長期的な視点から更新需要見通し及び財政収支見通しの検討を行うマクロマネジメントの実施については、水道事業者等に対し、その必要性、実施内容及び効果を一層周知するとともに、マクロマネジメントの継続的な実施により資産管理水準を向上させる取組を推進するため、先進事例の紹介、説明会・講習会の開催などの必要な支援を行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <p>○ 水道事業者等は、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」等に基づき、マクロマネジメント(注)を実施</p> <p>(注) マクロマネジメントとは、マイクロマネジメント結果に基づく「更新需要見通し」</p>	<p>(http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/shindan/02.html)</p> <p>⇒ マイクロマネジメントの実施については、引き続き、水道事業者等に対し、「水道施設機能診断の手引き」をホームページで周知(注)し、機能診断の促進のための支援を行うとともに、上記のモデル事業の試行で得られた課題等を踏まえ、全国の水道事業者等に簡易支援ツールを提供し、全国各地の都道府県で講習会や説明会等を開催するなど、アセットマネジメント導入のための支援を行っている。</p> <p>(注) 「水道施設機能診断の手引き」は、次のアドレスで公表されている。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/jouhou/shindan/02.html)</p> <p>＜改善状況＞</p> <p>→ マクロマネジメントの実施については、平成24年3月に開催した全国水道関係担当者会議において、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」(平成21年7月厚生労働省健康局水道課)(注)を活用することにより、資産データの整備状況などの実情に応じた段階的なアセットマネジメントの実施が可能であることを周知した。</p> <p>今後は、上記のとおり、モデル事業の試行を行い、そこで得られた課題等を踏まえ、全国の水道事業者等に簡易支援ツールを提供するなど、アセットマネジメント導入のためのサポートを行う予定である。</p> <p>(注) 「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」は、次のアドレスで公表されている。 (http://www.mhlw.go.jp/za/0723/c02/c02-01.html)</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>及び「財政収支見直し」の検討をいう。</p> <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した19市のうち、マクロマネジメントを実施している（実施中を含む。）ものは14市（73.7%）。このうち、簡略型を採用したものが12市（85.7%） ○ 調査した市の中には、マクロマネジメントの必要性、実施内容及び効果が十分理解されていないと考えられるものや、国の支援として、説明会・講習会の開催、先進事例の紹介などの意見・要望あり。 <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 地域水道ビジョンの策定については、水道事業者等に対し、引き続き、策定を要請するとともに、マクロマネジメントの検討結果が地域水道ビジョン等に着実に反映されるようにするための必要な支援を行うこと。</p> </div> <p>（説明）</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省は、「水道ビジョン」に基づき、水道事業者等に対し「地域水道ビジョン」の作成を推奨。水道事業者等は、マクロマネジメント結果を地域水道ビジョンに反映・活用 	<p>⇒ マクロマネジメントの実施については、引き続き、水道事業者等を対象に定期的に実施している全国水道関係担当者会議や技術管理者研修等において、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」（注）を活用することにより、資産データの整備状況などの実情に応じた段階的なアセットマネジメントの実施が可能であることを周知した。</p> <p>また、上記のとおり、モデル事業の試行を行い、そこで得られた課題等を踏まえ、全国の水道事業者等に簡易支援ツールを提供するとともに、簡易支援ツールの活用を推進するため、全国各地の都道府県において、講習会や説明会等を開催し、アセットマネジメント導入のための支援を行っている。</p> <p>（注）「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」は、次のアドレスで公表されている。 http://www.mhlw.go.jp/za/0723/c02/c02-01.html</p> <p><改善状況></p> <p>→ 地域水道ビジョンの策定については、水道事業者等を対象に定期的に実施している全国水道関係担当者会議や技術管理者研修等の場を活用し、マクロマネジメントの検討結果を盛り込んで策定するよう要請した。</p> <p>また、全国の水道事業者等における地域水道ビジョンの策定状況について、厚生労働省のホームページ（注）で公表するなど情報提供を行っている。今年度も引き続き、これらの要請や情報提供を実施していく予定である。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果の概要＞</p> <p>○ 調査した 19 市のうち、地域水道ビジョンを策定しているものは 16 市 (84.2%)。このうち、同ビジョンにマクロマネジメントの検討結果を反映しているものは 3 市</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>⑤ 水道事業に関する情報の公表については、水道事業者等における水道施設の維持管理情報等の公表を推進するため、水道事業者等に対し、公表すべき情報の範囲及び公表の方法等について周知すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <p>○ 水道事業者等は、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」等に基づき、更新投資の必要性や効果につ</p>	<p>(注) 地域水道ビジョンの策定状況は、次のアドレスで公表されている。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html)</p> <p>⇒ 地域水道ビジョンの策定については、引き続き、水道事業者等を対象に定期的実施している全国水道関係担当者会議や技術管理者研修等の場を活用し、アセットマネジメントによる検討結果を反映させて策定するよう要請するとともに、全国の水道事業者等における地域水道ビジョンの策定状況について、厚生労働省のホームページ(注)で公表するなど情報提供を行っている。</p> <p>なお、平成24年度までに地域水道ビジョンを策定した上水道事業者は53.1% (平成23年度末現在では51.4%) となっている。</p> <p>また、平成24年度にアセットマネジメントを実施している水道事業者は29.4% (平成23年度は25.7%) となっている。</p> <p>(注) 地域水道ビジョンの策定状況は、次のアドレスで公表されている。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/topics/chiiki.html)</p> <p>＜改善状況＞</p> <p>→ 水道事業に関する情報の公表については、水道事業者等を対象に定期的実施している全国水道関係担当者会議や技術管理者研修等の場を活用して、「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」に基づき、情報の公表の推進について、一層周知するとともに、水道事業者等における水道施設の維持管理情報等を効果的に公表している事例等を収集し、公表すべき情報の範囲や公表の方法について、周知していく予定である。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>いて適切な情報提供・説明を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地域水道ビジョン作成の手引きでは、地域水道ビジョンを策定した場合には公表し広く周知 <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した19市において、水道法第24条の2に基づく情報提供及び策定した地域水道ビジョンの公表については実施しているが、水道施設の劣化状況及び維持管理情報の公表をしていないものが14市（73.7%） ○ 調査した市からは、公表すべき情報の範囲、公表方法、危機管理上の留意点等を国から示してほしいなどの意見・要望あり。 <p>(2) 水道事業における民間の資金・ノウハウの活用 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>厚生労働省は、水道事業における第三者委託等の実施を一層推進するため、水道事業者等に対し、第三者委託の実施に至るまでの過程、実施による効果等の具体的な内容が記載された事例の提供など、必要な情報提供を行う必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 厚生労働省は、水道ビジョンにおいて、「全ての事業者において、多様な連携による事業運営形態の最適化に係る検討を行い、その結果を踏まえ必要な場合には、第三者委託の実施、PFIの導入等を行う」と明記 	<p>⇒ 水道事業に関する情報の公表については、引き続き、水道事業者等を対象に定期的に実施している全国水道関係担当者会議や技術管理者研修等の場を活用して、「水道事業におけるアセットマネジメント（資産管理）に関する手引き」に基づき、情報の公表の一層の推進について周知した。</p> <p>また、現在、公表すべき情報の範囲や公表の方法について検討中であり、検討結果については、厚生労働省のホームページでの公表や全国水道関係担当者会議等で周知していく予定である。</p> <p>さらに、簡易支援ツールにおいて、公表すべき情報等の事例ファイルも合わせて周知しており、水道事業者による維持管理情報等の公表を支援している。</p> <p>＜改善状況＞</p> <p>→ 水道事業における民間の資金・ノウハウの活用については、水道事業における第三者委託等の実施を一層推進するため、「第三者委託実施の手引き」（平成19年11月厚生労働省健康局水道課。平成23年3月改訂）（注1）等を引き続き、厚生労働省ホームページで公開するなど、周知に努めているところである。</p> <p>また、水道分野における官民連携を推進するため、平成22年度から、引き続き、経済産業省と連携して「水道分野における官民連携推進協議会」（注2）を各地で開催し、水道事業者と民間事業者との間の意見交換や民間活力の活用に関する情報提供等を実施している。平成24年度は、7月26日に札幌市で開催し、今後、9月から10月頃に被災地域である東北3県（岩手県、宮城県、福島県）、12月頃</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した19市のうち、第三者委託を実施している6市では、人員削減及びコスト縮減等の効果あり。 ○ 第三者委託を実施していない13市では、実施していない理由として、①実施による効果が不明なため、②メリットが不明なためなど 	<p>に近畿地方での開催を予定している。</p> <p>さらに、今後は、全国水道関係担当者会議や技術者研修等の場を活用して、具体的な第三者委託等の事例の提供などを実施していく予定である。</p> <p>(注1)「第三者委託実施の手引き」は、次のアドレスで公表されている。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/111013-1.html)</p> <p>(注2)「水道分野における官民連携推進協議会」は、次のアドレスで公表されている。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/shingi/kanmin.html)</p> <p>⇒ 水道事業における民間の資金・ノウハウの活用については、水道事業における第三者委託等の実施を一層推進するため、引き続き、「第三者委託実施の手引き」等を厚生労働省ホームページで公表(注1)するとともに、水道事業者等を対象に定期的に実施している全国水道関係担当者会議や技術管理者研修等の場を活用し、第三者委託の事例等を周知している。</p> <p>また、水道分野における官民連携を推進するため、引き続き、経済産業省と連携して「水道分野における官民連携推進協議会」(注2)を開催し、水道事業者と民間事業者との間の意見交換や民間の資金・ノウハウの活用に関する情報提供等を実施している。平成24年9月以降、福島県(9月19日)、宮城県(10月9日)、岩手県(10月24日)及び大阪府(12月13日)で開催し、平成25年度は、7月24日に札幌市、9月27日に東京都で開催し、今後、滋賀県、四国地方での開催を予定している。</p> <p>(注1)「第三者委託実施の手引き」は、次のアドレスで公表されている。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/houkoku/suidou/1)</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>4 下水道施設</p> <p>(1) 公共下水道台帳の整備</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、公共下水道の適切な維持管理を推進するため、市町村等に対し、公共下水道台帳の適正な整備が行われるよう、引き続き要請する必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道管理者は、下水道法第23条に基づき、管理する公共下水道について、「公共下水道台帳」を調製・保管 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した19公共下水道管理者のうち、①公共下水道台帳を未整備のものが1管理者(5.3%)、②一部の調書等が未整備のものが8管理者(42.1%) <p>(2) 下水道施設におけるストックマネジメントの推進</p> <p>(勧告要旨)</p>	<p>11013- 1.html)</p> <p>(注2)「水道分野における官民連携推進協議会」は、次のアドレスで公表されている。 (http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/kenkou/suido/shingi/kanmin.html)</p> <p><改善状況></p> <p>→ 公共下水道台帳の整備については、平成24年2月3日付けで、地方公共団体に対し、「下水道台帳の適正な整備等について」(平成24年2月3日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課下水道指導室課長補佐事務連絡)を発出し、下水道台帳の適正な整備を行うよう要請した。さらに、平成24年4月16日に開催された全国下水道主管課長会議においても、下水道台帳の適正な整備等について周知を行い、公共下水道の適切な維持管理を推進するよう要請した。</p> <p>⇒ 平成25年5月20日に開催された全国下水道主管課長会議において、下水道台帳の適正な整備等について周知を行い、公共下水道の適切な維持管理を推進するよう要請した。</p> <p>なお、公共下水道台帳の整備が未整備又は一部未整備となっていた9市全てにおいて改善(一部改善予定を含む。)が図られている。</p> <p><改善状況></p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>国土交通省は、下水道施設のストックマネジメントを推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> <p>① 下水道施設の点検・調査については、市町村等に対し、施設の健全度や重要度等を考慮した計画的かつ効率的な実施が図られるよう、引き続き、維持管理計画等の策定及び当該計画等に基づく定期的な点検・調査の実施に必要な支援を行うとともに、それらの実施を要請すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 公共下水道管理者は、「下水道管路施設の維持管理計画策定マニュアル」等に基づき点検・調査等を実施</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 調査した19市町のうち、管路施設の点検・調査を未実施のものが6市町(31.6%)。また、管路施設の点検・調査を実施しているものの、点検・調査の周期を定めていないものが7市町(53.8%)</p>	<p>→ 下水道施設の点検・調査については、地方公共団体に対し、「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き(案)」(平成23年9月国土交通省水管理・国土保全局下水道部)の策定・公表等により支援を行っているところである。また、平成24年4月16日に開催された全国下水道主管課長会議等の各種会議等においても計画的な補修などによる予防保全を重視した維持管理、点検・調査の充実等を要請しているところであり、引き続き、これらの取組を実施していく予定である。</p> <p>⇒ 下水道施設の点検・調査については、地方公共団体に対し、「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き(案)」(平成23年9月国土交通省水管理・国土保全局下水道部)の策定・公表、「下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)」(平成25年6月公益社団法人日本下水道協会)の策定・公表や、平成24年度補正予算及び平成25年度予算において、布設後50年以上経過した下水道管渠の点検・調査等について交付対象を拡充する等により支援を行っているところである。</p> <p>また、地方公共団体に対し、「下水道管渠施設の損傷状況に関する点検・調査及び対策の実施について(依頼)」(平成25年2月8日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡)及び「下水道管路施設の速やかな総点検の実施について」(平成25年6月27日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課企画専門官事務連絡)により、下水道管路施設の総点検等の実施について通知するとともに、平成25年5月20日に開催された全国下水道主管課長会議等の各種会議等においても計画的</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 点検結果等のデータベース化については、市町村等に対し、その実施を推進するため、当該データベース化による効果等を示した事例を提供するなどの支援を、今後とも引き続き行うこと。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省は、下水道施設の劣化予測等を行うため、維持管理情報等のデータベースの構築による情報の一元管理を推進 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した19市町のうち、点検結果等のデータベース化を未実施のものは13市町 (68.4%)。その理由は、データベース化による効果が不明など <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 下水道長寿命化計画の策定については、市町村等に対し、その一層の推進及び同計画に基づくライフサイクルコストの最小化等に向けた効果的な取組の促進を図るため、i) 計画に基づく効果</p> </div>	<p>な補修などによる予防保全を重視した維持管理、点検・調査の充実等を要請しているところであり、引き続き、これらの取組を実施していく予定である。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 点検結果等のデータベース化については、地方公共団体に対し、「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き(案)」においてデータベース化による効果等を示した事例の紹介をするとともに、平成24年4月16日に開催された全国下水道主管課長会議等の各種会議等において同事例を周知するなど、データベース化の促進を支援しているところであり、引き続き、これらの取組を実施していく予定である。</p> <p>⇒ 点検結果等のデータベース化については、地方公共団体に対し、「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き(案)」及び「下水道管路施設の点検・調査マニュアル(案)」においてデータベース化による効果等を示した事例の紹介をするとともに、平成25年5月20日に開催された全国下水道主管課長会議等の各種会議等において同事例を周知するなど、データベース化の促進を支援しているところであり、引き続き、これらの取組を実施していく予定である。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 下水道長寿命化計画の策定については、地方公共団体に対し、「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き(案)」において下水道長寿命化計画に基づく効果的な取組事例を紹介していると</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="174 204 1077 363">的な取組事例の紹介、ii) 長寿命化対策の必要性等に関する周知などの支援を、今後とも引き続き行うこと。</p> <p data-bbox="174 371 264 403">(説明)</p> <p data-bbox="174 419 398 451"><制度の概要等></p> <ul data-bbox="174 467 1077 547" style="list-style-type: none"> ○ 公共下水道管理者は、平成20年度から、「下水道長寿命化支援制度」を活用し、管理する下水道施設の長寿命化計画を策定 <p data-bbox="174 563 432 595"><調査結果の概要></p> <ul data-bbox="174 611 1077 834" style="list-style-type: none"> ○ 調査した19市町のうち、長寿命化計画を策定しているものは5市町（6計画）（全国では、44地方公共団体において58計画） ○ 長寿命化計画策定に当たって、長寿命化対策検討対象施設においては、長寿命化対策を講じる場合と更新する場合のライフサイクルコストの比較検討が重要 <p data-bbox="174 1034 331 1066">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="174 1082 1077 1233">④ 下水道事業に関する情報の公表については、市町村等に対し、引き続き、下水道施設の維持管理情報等の公表の必要性等の周知を図ること。</p> <p data-bbox="174 1249 264 1281">(説明)</p> <p data-bbox="174 1297 398 1329"><制度の概要等></p> <ul data-bbox="174 1345 1077 1425" style="list-style-type: none"> ○ スtockマネジメントの基本的な考え方において、公表する情報は、下水道事業の概要、整備状況、維持管理の状況等を分かりやす 	<p data-bbox="1167 212 2051 387">ころである。また、平成24年4月16日に開催された全国下水道主管課長会議等の各種会議等において、同事例及び長寿命化対策の必要性等を周知しているところであり、引き続き、これらの取組を実施していく予定である。</p> <p data-bbox="1137 451 2051 627">⇒ 下水道長寿命化計画の策定については、地方公共団体に対し、「下水道施設のStockマネジメント手法に関する手引き(案)」において下水道長寿命化計画に基づく効果的な取組事例を紹介しているところである。</p> <p data-bbox="1167 643 2051 818">また、平成25年5月20日に開催された全国下水道主管課長会議等の各種会議等において、同事例、長寿命化対策の必要性等を周知しているところであり、引き続き、これらの取組を実施していく予定である。</p> <p data-bbox="1167 834 2051 962">なお、平成24年度末現在、下水道長寿命化計画を策定している地方公共団体は1,478団体のうち515団体（34.8%）（平成23年度は1,478地方公共団体のうち288団体（19.5%））となっている。</p> <p data-bbox="1115 1034 1294 1066"><改善状況></p> <p data-bbox="1137 1082 2051 1401">→ 下水道事業に関する情報の公表については、地方公共団体に対し、「下水道施設のStockマネジメント手法に関する手引き(案)」の策定、公表等により支援を行っているところである。また、平成24年4月16日に開催された全国下水道主管課長会議等の各種会議等において、下水道施設の維持管理情報等の公表の必要性等を周知しているところであり、引き続き、これらの取組を実施していく予定である。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>く具体的に示す必要があると明記</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した19市町において、下水道施設の劣化状況・維持管理情報を公表しているものはない状況 ○ 調査した市町では、国に対し、公表すべき情報の種類や範囲を示してほしいなどの要望あり。 <p>(3) 下水道施設の維持管理における民間の資金・ノウハウの活用 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、下水道施設の維持管理における包括的民間委託等の実施を一層推進するため、市町村等に対し、更なる包括的民間委託等に係る実施事例の提供及び相談対応の充実など、必要な支援を行う必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省は、下水道の維持管理について、性能発注方式（注1）を基本とした包括的民間委託（注2）を推進 <p>（注1）「性能発注方式」とは、民間事業者に対して施設管理に一定の性能の確保を条件としつつ、運転方法等の詳細については民間に任せる発注方式をいう。</p> <p>（注2）「下水処理場等の維持管理における包括的民間委託」とは、下水処理サービスの質を確保しつつ、民間の創意工夫をいかした効率的な維持管理を行うための方式であり、性能発注方式であること及び複数年契約であることを基</p>	<p>⇒ 下水道事業に関する情報の公表については、地方公共団体に対し、「下水道施設のストックマネジメント手法に関する手引き(案)」の策定、公表等により支援を行っているところである。</p> <p>また、平成25年5月20日に開催された全国下水道主管課長会議等の各種会議等において、下水道施設の維持管理情報等の公表の必要性等を周知しているところであり、引き続き、これらの取組を実施していく予定である。</p> <p>＜改善状況＞</p> <p>→ 下水道施設の維持管理における包括的民間委託等の実施については、下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入の検討に資するため、平成24年4月に「下水道管路施設の維持管理における包括的民間委託の導入に関する報告書」（平成24年4月管路施設維持管理業務委託等調査検討会）を取りまとめ、公表を行った。</p> <p>また、平成24年4月16日に開催された全国下水道主管課長会議において、上記報告書の内容（予防保全型維持管理を推進するためのツールとして包括的民間委託の考え方と、そのスキーム等）について周知を行った。さらに、全国9箇所において、地方公共団体の担当職員を対象に説明会を開催し、上記報告書の内容について周知を図ることとしている。</p> <p>⇒ 下水道施設の維持管理における包括的民間委託等の実施については、平成24年度から、特に中小の地方公共団体向けの管路の維持</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="275 204 600 231">本的な要素とするものをいう。</p> <p data-bbox="165 272 427 303"><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="176 320 1084 400">○ 調査対象とした 19 市町のうち、包括的民間委託を実施している 10 市町では、人員削減やコスト縮減等の効果あり。 <li data-bbox="176 416 1084 496">○ 調査した市町では、国に対し、小規模自治体向けの参考となる事例を提供してほしいなどの意見・要望あり。 <p data-bbox="152 900 385 930">5 河川管理施設</p> <p data-bbox="152 948 517 978">(1) 河川現況台帳の整備等</p> <p data-bbox="181 995 322 1026">(勧告要旨)</p> <div data-bbox="181 1043 1077 1420" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p data-bbox="181 1046 1070 1222">国土交通省は、河川現況台帳の適正な整備及び維持管理情報のより効率的かつ効果的な活用の推進を図るため、次の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> <p data-bbox="181 1238 1070 1318">① 河川現況台帳（一級河川（指定区間外））の適正な整備を徹底すること。</p> <p data-bbox="210 1334 1070 1414">また、都道府県等に対し、調製した河川現況台帳（一級河川（指定区間））の情報を還元するとともに、引き続き、主要な河川管理</p> </div>	<p data-bbox="1384 161 1771 191">関係省が講じた改善措置状況</p> <p data-bbox="1167 209 2051 336">管理における包括的民間委託の標準的な導入方法について、モデル事業（東京都八王子市及び大阪府河内長野市で実施）も活用しながら検討を行っている。</p> <p data-bbox="1167 352 2051 576">平成25年度には、外部有識者と地方公共団体で構成する「下水道管路施設の管理業務における民間活用手法導入に関する検討会」を立ち上げ、7月29日に第1回検討会を開催した。今後、同検討会を3回程度開催し、平成25年度末に包括的民間委託の導入方法に係るガイドラインを作成し公表する予定である。</p> <p data-bbox="1167 592 2051 767">また、平成25年5月20日に開催された全国下水道主管課長会議において、下水処理場及び管路の包括的民間委託の推進について、導入後の主な課題や解決策、導入の基本スキームなどについて周知を行った。</p> <p data-bbox="1167 783 2051 863">なお、平成22年末現在、2,145処理場のうち、包括的民間委託を導入しているものは227処理場（10.6%）となっている。</p> <p data-bbox="1115 991 1285 1021"><改善状況></p> <p data-bbox="1137 1038 2051 1310">→ 河川現況台帳（一級河川（指定区間外））の適正な整備については、各地方整備局等に対し、「河川現況台帳の適正な整備の徹底について」（平成24年3月22日付け国水政第119号国土交通省水管理・国土保全局水政課長通知）により、一級河川の河川現況台帳の適正な整備の徹底を図ることを周知し、一級河川（指定区間外）については、平成24年7月に全て修正を終了した。</p> <p data-bbox="1167 1326 2051 1406">また、河川現況台帳（一級河川（指定区間））の適正な整備については、各地方整備局等に対し、「河川現況台帳の適正な整備の徹底に</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="174 209 1077 300">施設の状況に係る資料を提供するよう要請し、同台帳の適正な整備を徹底すること。</p> <p data-bbox="174 309 264 341">(説明)</p> <p data-bbox="174 357 398 389"><制度の概要等></p> <ul data-bbox="174 405 1088 724" style="list-style-type: none"> ○ 河川管理者は、河川法第12条第1項に基づき、河川の現況を的確に把握し、河川行政の適正な執行を図るため、「河川現況台帳」を調製・保管 ○ 都道府県は、管理する一級河川（指定区間）の河川管理施設の状況に係る資料を地方整備局等に提出し、地方整備局等は同資料に基づき台帳を調製。また、地方整備局等は、調製した台帳の情報を指定区間等の管理者に対し、定期的に還元 <p data-bbox="174 740 443 772"><調査結果の概要></p> <ul data-bbox="174 788 1088 1107" style="list-style-type: none"> ○ 調査した19河川事務所等のうち、河川現況台帳（一級河川（指定区間外））に記載すべき事項が未記載のものが1事務所等（5.3%）。 ○ また、調製した河川現況台帳を都道府県等に還元していないものが2事務所等（10.5%） ○ 都道府県から河川管理施設の概要に係る資料が提供されない等のため、河川現況台帳（一級河川（指定区間））が適正に整備されていないものが11事務所等（57.9%） <p data-bbox="174 1155 322 1187">(勧告要旨)</p> <p data-bbox="174 1203 1077 1294">② 都道府県等に対し、河川現況台帳（二級河川）の適正な整備を徹底するよう要請すること。</p> <p data-bbox="174 1310 264 1342">(説明)</p> <p data-bbox="174 1358 398 1390"><制度の概要等></p> <ul data-bbox="174 1406 1088 1437" style="list-style-type: none"> ○ 河川管理者は、河川法第12条第1項に基づき、河川の現況を的確 	<p data-bbox="1167 209 2051 336">ついて」により、関係都道府県等と連絡調整を行うよう指示するとともに、各地方整備局等が調製した河川現況台帳（一級河川（指定区間））の情報を都道府県等に還元するよう指示した。</p> <p data-bbox="1167 352 2051 528">さらに、都道府県等に対し、「河川現況台帳の適正な整備等について」（平成24年3月22日付け国水政第120号国土交通省水管理・国土保全局水政課長通知）により、主要な河川管理施設の状況に係る資料を提供するよう要請している。</p> <p data-bbox="1137 592 1330 624">⇒ 措置済み。</p> <p data-bbox="1167 639 2051 815">なお、調製した河川現況台帳（一級河川（指定区間））を都道府県に還元していなかった2河川事務所等については、都道府県等の管理区間に関する台帳について、その更新情報を当該都道府県等に還元している。</p> <p data-bbox="1167 831 2051 1054">また、都道府県から資料が提供されない等のため河川現況台帳（一級河川（指定区間））が適正に整備されていなかった11河川事務所等のうち、4河川事務所等については改善済み、他の河川事務所等については、関係都道府県と対応を調整中であるなど、具体的な改善に向けた対応を行っているところである。</p> <p data-bbox="1115 1158 1285 1190"><改善状況></p> <p data-bbox="1137 1206 2051 1334">→ 河川現況台帳（二級河川）の適正な整備については、都道府県等に対し、「河川現況台帳の適正な整備等について」により、二級河川の河川現況台帳の適正な整備を図ることを要請している。</p> <p data-bbox="1137 1398 1330 1430">⇒ 措置済み。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>に把握し、河川行政の適正な執行を図るため、「河川現況台帳」を調製・保管</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <p>○ 調査した12土木事務所等（二級河川を管理）のうち、①一部の河川について、河川現況台帳（二級河川）を未整備のものが1事務所等（8.3%）、②河川現況台帳に記載すべき事項の未記載や様式誤りのものが6事務所等（50.0%）</p> <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>③ 河川管理施設の現況を的確に把握するとともに、河川管理施設の維持管理に係る情報の効率的かつ効果的な活用が図られるような方策を検討すること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <p>○ 河川管理者は、河川法第12条第1項に基づき、河川の現況を的確に把握し、河川行政の適正な執行を図るため、「河川現況台帳」を調製・保管</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <p>○ 一部の河川事務所等及び土木事務所等では、河川現況台帳以外に維持管理のための独自の台帳等を整備。その理由として、河川現況台帳は維持管理を目的としたものではなく、維持管理に当たって、補修等の履歴等のより詳細なデータを整備する必要があるためなど</p> <p>(2) 河川管理施設における長寿命化対策の推進</p> <p>（勧告要旨）</p>	<p>なお、河川現況台帳（二級河川）が整備されていなかった1都道府県（土木事務所等）については、来年度から順次、河川現況台帳を整備予定、また、記載すべき事項の未記載や様式が誤っていた6都道府県（土木事務所等）については3都道府県（土木事務所等）で改善済み、3都道府県（土木事務所等）で修正予定となっており、台帳の整備が推進されている。</p> <p>＜改善状況＞</p> <p>→ 河川管理施設の現況を的確に把握するとともに、河川管理施設の維持管理に係る情報の効率的かつ効果的な活用が図られるよう、平成25年度中の運用に向け、一級河川（指定区間外）の河川管理施設の維持管理に係る情報のデータベースを整備しているところである。</p> <p>⇒ 平成25年度中の運用に向け、引き続き、一級河川（指定区間外）の河川管理施設の維持管理に係る情報のデータベースを整備しているところである。</p> <p>＜改善状況＞</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>国土交通省は、河川管理施設の安全性及び信頼性を確保するとともに、長寿命化対策を推進する観点から、次の措置を講ずる必要がある。なお、その際、地方公共団体の自主性・自立性が確保されるように配慮すること。</p> <p>① 国における定期点検等の実施については、管理する河川管理施設の必要な点検・補修等を一層適確に実施すること。</p> <p>また、都道府県等における定期点検等の実施については、都道府県等に対し、施設の健全度や重要度等を考慮した計画的かつ効率的な実施が図られるよう周知徹底すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 河川管理者は、「河川用ゲート設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)」(以下「ゲート設備点検等マニュアル(案)」という。)及び「河川ポンプ設備点検・整備・更新検討マニュアル(案)」(以下「ポンプ設備点検等マニュアル(案)」という。)等に基づき点検・補修等を実施</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 調査した19河川事務所等のうち、定期点検(年点検)を未実施のものが6河川事務所等(31.6%、施設数では4.0%)。定期点検(年点検)の結果、緊急に対応が必要とされた116か所のうち、補修等を未実施のものが40か所(34.5%)</p> <p>○ 調査した16土木事務所等のうち、定期点検(年点検)を未実施のものが10土木事務所等(62.5%、施設数では60.7%)</p>	<p>→ 国における点検等の実施については、地方整備局等に対し、「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領について(通知)」(平成24年5月17日付け国水環第14号国土交通省水管理・国土保全局河川環境課長通知)により通知した「堤防等河川管理施設及び河道の点検要領」に基づき、各地方整備局等は河川管理施設の状態を適確に把握し、点検の適確な実施と点検結果に基づく適切な補修等に努めている。</p> <p>また、都道府県等における定期点検等の実施については、都道府県等に対し、「計画的、効率的な河川維持管理に関する取り組みについて」(平成24年7月11日付け国技電第16号・国総公第45号・国水環第42号・国水治第51号・国水防第111号国土交通省大臣官房技術調査課長、総合政策局公共事業企画調整課長、水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、防災課長通知)により、点検の適確な実施に努めるよう周知徹底している。</p> <p>⇒ 国における定期点検については、平成24年度以降、通知に基づき、各地方整備局等において出水期前、台風期、出水後等に定められた点検方法で適切に実施している。</p> <p>なお、定期点検(管理運転、月点検)が実施されていなかった6河川事務所等の20施設及び定期点検(年点検)が実施されていなかった6河川事務所等の48施設については各定期点検を実施している。</p> <p>また、都道府県等による定期点検等の実施については、適切な実施が図られるよう周知徹底を措置済み。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(勧告要旨)</p> <p>② 点検結果等の整備については、都道府県等に対し、点検結果等の適切な整備について周知徹底すること。</p> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 河川管理者は、ゲート設備点検等マニュアル(案)、ポンプ設備点検等マニュアル(案)等に基づき点検結果等を整備</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 調査した16土木事務所等のうち、点検結果等が保存・整理されていないものが2土木事務所等</p> <p>(勧告要旨)</p> <p>③ 国における維持管理計画の策定については、管理する一級河川(指定区間外)の河川管理施設について、ゲート設備点検等マニュアル(案)及びポンプ設備点検等マニュアル(案)に基づく、維持管理計画を早期に策定すること。</p> <p>また、河川管理施設のライフサイクルコストを最小化するため、ライフサイクルコストの算出方法等の検討を計画的に推進すること。</p> <p>さらに、長寿命化計画の策定を一層推進するため、ゲート設備点検等マニュアル(案)及びポンプ設備点検等マニュアル(案)等の内容を充実すること。</p> <p>また、都道府県等に対し、長寿命化計画の作成手引き等の作成、長寿命化計画の策定例の提供など必要な支援を行うこと。</p> <p>(説明)</p>	<p><改善状況></p> <p>→ 点検結果等の整備については、都道府県等に対し、「計画的、効率的な河川維持管理に関する取り組みについて」により、点検結果の適切な整備に努めるよう周知徹底している。</p> <p>⇒ 措置済み。</p> <p><改善状況></p> <p>→ 国における維持管理計画の策定については、各地方整備局等に対し、「計画的、効率的な河川維持管理に関する取り組みについて」(平成24年7月11日付け国技電第17号・国総公第46号・国水環第43号・国水治第52号・国水防第112号国土交通省大臣官房技術調査課長、総合政策局公共事業企画調整課長、水管理・国土保全局河川環境課長、治水課長、防災課長通知)により、長寿命化計画の早期の策定に努めるように指示している。</p> <p>また、河川管理施設のライフサイクルコストの最小化に向けては、平成24年度中を目標にコスト縮減に利する更新事例の収集整理を行い、維持管理費の将来推計手法の検討等を進めているところである。</p> <p>さらに、ゲート設備点検等マニュアル(案)及びポンプ設備点検等マニュアル(案)の内容を充実するためマニュアルを補足するガ</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>＜制度の概要等＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省は、管理する河川管理施設（指定区間外）についてゲート設備点検等マニュアル（案）及びポンプ設備点検等マニュアル（案）に基づき維持管理計画を策定 ○ 都道府県等は、管理する河川管理施設（一級河川（指定区間内）及び二級河川）について、平成21年度から「特定構造物改築事業費補助」を活用し、維持管理計画を策定 <p>＜調査結果の概要＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した9地方整備局等において維持管理計画の策定なし。 ○ 国土交通省では、点検結果等を基に、施設の健全度を判断するための指標の選定及び劣化状況を定量的に表す方法の検討を実施。今後、ライフサイクルコストの縮減額の試算方法等を検討予定 ○ 調査した16都道府県のうち、維持管理計画を策定しているものは9都道府県において計12計画（施設数では、計画策定予定306施設のうち50施設（16.3%）） ○ 調査した都道府県からは、①ゲート設備点検等マニュアル（案）及びポンプ設備点検等マニュアル（案）は、大規模な施設を想定したものであるため、小規模な施設に対応したマニュアルを作成・提供してほしい、②長寿命化計画の作成例を情報提供してほしいなどの意見・要望あり。 <p>（勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>④ 河川管理施設の維持管理情報等の公表については、河川管理者の管理責任及び説明責任を明確化するため、河川管理施設の維持管理に関する情報等の更なる公表について検討すること。</p> </div>	<p>イドラインの作成について、検討を行っている。</p> <p>また、都道府県等に対し、長寿命化計画の作成等の支援を推進するため、「計画的、効率的な河川維持管理に関する取り組みについて」により、地方整備局等内に常設の相談窓口を設けること等について通知した。</p> <p>⇒ 平成24年度末時点で長寿命化計画の策定対象となる約3,500施設のうち約1,000施設（約30%）において計画が策定されている。（なお、平成23年度末時点では約3%。）</p> <p>ライフサイクルコストの最小化については、現在、維持管理費の将来推計手法の検討等を進めているところである。</p> <p>ゲート設備点検等マニュアル（案）及びポンプ設備点検等マニュアル（案）の内容を充実させるため、現在、マニュアルを補足するためのガイドラインの作成を進めているところである。</p> <p>都道府県の長寿命化計画作成への支援については、相談窓口の設置済みであり、当窓口等を通じ助言等を行っている。</p> <p>＜改善状況＞</p> <p>→ 河川管理施設の維持管理情報等の公表については、各河川で行う維持管理の具体的な内容を定めた河川維持管理計画を全河川で作成し、各担当事務所のホームページにて公表している。</p>

主な勧告事項	関係省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国土交通省では、河川利用者の安全確保の観点から、河川管理施設の点検結果の概要を公表 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 調査した地方整備局等及び都道府県では、今後、施設の老朽化や維持管理費用が増大することなどから、更なる情報の公表の推進が必要 	<p>河川管理施設の維持管理情報等の更なる公表については、引き続き、検討しているところである。</p> <p>⇒ 河川維持管理計画については全河川で作成し、公表しているところであるが、河川管理施設の維持管理情報等の更なる公表についても、引き続き、検討しているところである。</p>